

令和 8 年 6 月  
法務省矯正局

刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業）に係る  
契約の変更について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。）に基づく民間競争入札として実施した刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業）について、下記のとおり契約を変更した。

記

1 変更の内容

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

民間競争入札実施要項に定める対象業務のうち、施設維持管理業務の業務内容から修繕業務を除外した。

(2) 契約金額

19,369,543,530円（税込）

2 変更理由

美祢社会復帰促進センターに係る民間委託事業においては、施設維持管理業務として、建築物保守管理業務、建築設備運転監視業務及び修繕業務を民間事業者へ委託していたが、修繕業務の発生頻度は民間競争入札実施時の見込みより低くとどまっており、今後も民間事業者によって適切な保守・運転監視が行われることにより、同様の状況が続くことが見込まれる。

また、同センターの収容率は、民間競争入札実施時よりも下がって約 3 割にとどまっており、今後居室や訓練室等の集約化を図って使用することで、必ずしもセンター内全ての建物や設備の修繕が必要にはなるわけではない。

今後は、被収容者の人員の変動に応じて、必要な時期に必要な建物、設備等に限って修繕することが適切であり、その判断は国が行うべきものであることから、国が修繕業務を実施し、施設の維持管理が効率的に行われるようにするため。